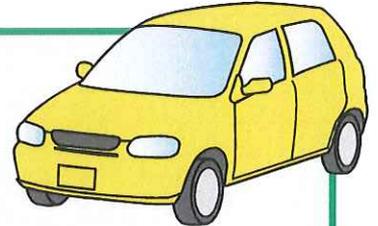


事業主のみなさまへ

# 道路交通法が改正されました

～改正の内容を正しくご理解ください～

運転免許の取消し等の対象となる「一定の病気等」  
(※1 具体的な病気等については裏面をご覧ください) にかかっている方による交通事故を未然に防止するための措置が新たに整備されます(※2 具体的な内容については裏面をご覧ください)。



ただし、以下のとおり、これまで適正に運転免許を取得できた方の取扱いは変わりません。

## Point 1

「一定の病気等」に掲げられている病気にかかっている方であっても、**自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある症状を呈するのでなければ**、運転免許の取消し等の対象とはならず、**自動車等の運転は可能です**。

## Point 2

今回の改正は**運転免許取得の可否の基準を変更するものではなく**、「一定の病気等」に掲げられている病気にかかっている方も、現在運転免許を適正に取得している方であれば、症状が変化しない限り、「一定の病気等」を理由とした**運転免許の取消し等はなされません**。

なお、「一定の病気等」であっても、適切な配慮があれば十分能力を発揮して働くことができます。

したがって、「一定の病気等」又は「一定の病気等」に掲げられている**病気にかかっていることのみを理由に解雇や職務内容の制限等の不利益な取扱いが行われることは適当ではありません**。

仮に「一定の病気等」を理由に、一旦免許が取消しとなった場合であっても、**適切な治療により症状が安定すれば再取得は可能です**。それまでの間、**本人の能力や症状に応じた職務の再設計や配置転換などを行うことが望まれます**。

職務の再設計や配置転換等についてお困りの場合は、最寄りのハローワーク、または地域障害者職業センターにご相談ください。



## ※1 「一定の病気等」とは

- ・ 統合失調症\*
- ・ てんかん\*
- ・ 再発性の失神\*
- ・ 無自覚性の低血糖症\*
- ・ そううつ病\*
- ・ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ・ その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くことになるおそれがある症状を呈する病気
- ・ 認知症
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤の中毒



\*印の病気については、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある症状に該当しなければ、運転免許の取消し等の対象にはなりません。



## ※2 「一定の病気等」にかかっている方による交通事故を未然に防止するための新たな措置とは

- ◆ 免許の取消し等の理由となる「一定の病気等」に該当する方を適格に把握するための措置
  - ・ 免許取得時・免許更新時などにおける質問制度
  - ・ 医師による任意の届出制度
  - ・ 免許の暫定的停止制度 等
- ◆ 「一定の病気等」を理由に免許を取り消された場合の該当者の免許の再取得に関する負担を軽減するための措置
  - ・ 免許再取得の技能・学科試験の免除制度 等